

令和5年大崎上島町議会（第2回）定例会会議録（第3号）

1 令和5年6月13日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森 ルイ
9番	上青木 至	10番	信谷俊樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若 巖
----	------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地丈彦	書記	角本奈緒子
--------	------	----	-------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	谷川正芳	副町長	小田 博
教育長	恵良隆久	総務課長	山本秀樹
企画課長	川本亮之	税務課長	平道龍二
住民課長	柿本賢士	会計課長	亀井成美
福祉課長	川野義彦	保健衛生課長	竹下良二
地域経営課長	坂田 誠	建設課長	藤原通伸
下水道課長	下川 昇	教育課長	有田芳徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1	議案第43号	工事請負契約の締結について
第2	議案第44号	工事請負契約の変更について
第3	発議第 3号	地方財政の充実・強化に関する意見書案
第4		議員派遣について
第5		各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、議案第43号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第43号工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、令和5年度大崎上島町超高速情報通信網整備に伴う既存設備撤去工事の工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものです。

この工事については、6月6日、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約によりNTTビジネスソリューションズ株式会社と契約金額1億2,661万円で仮契約を締結しております。

工事の概要は、公設民営により整備した157.468キロメートルの光ケーブル撤去のほか、中継局設備22か所、レーザー送受信機4か所、専用電柱19本の撤去等を行うものです。

以上でございます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森若議員。

○2番（森若 徹君） この契約方法は、一応随意契約となっております。ほじゃが総務課長も度々言われますけど、随意契約の場合というのは一応マックスは130万円なんですけど、いろいろ理由をつけりゃ青天でできます。そのことについては何にも言いませんが、随意契約の場合はじゅうしゃ以外の見積書も必要となると思うんですけど、あります

か、ないですか。それだけ教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

相見積りを必要とする案件は、先ほど議員がおっしゃったように167条の2第1項第1号で随意契約するときには複数者必要ですけれども、本件は同条の第2号ということで、この場合については競争にするべきものではないというふうなもので2号でやっていますので、2号の場合は1者随契となります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ということは、課長、2号でやった場合には何でもありということ。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 先ほども申しましたが、2号の場合は1者での随契を可能とする条項となります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） それは、課長、答えになってない。僕が聞いたのは、2号でやった場合は何でもありですかというて聞いたんです。そのことです。ありですって言われればそれで終わりです。いや違いますって言やあ、すみません、聞きます。そこだけです。いろいろ前口上はいいです。何でもありですか言うたらありですという、その答えが欲しいんです。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 再三申しますが、2号につきましては1者随契でございます。

○2番（森若 徹君） ありがとうございます。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第43号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、議案第44号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第44号工事請負契約の変更について提案説明を申し上げます。

大崎上島トンネル附属物（照明設備）更新工事は、令和5年3月28日定例会において議案第33号で工事請負契約の変更の議決を受け、施行してまいりましたが、工事の内容変更が必要となったため、請負金額5,446万9,800円を5,199万9,200円に減額変更したいので、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を変更することについて議会の議決を求めるものです。

主な変更内容は、坑外灯の配線を既設地中配線としていましたが、既設ケーブルが固着していたため、配線方法を架空配線に変更したこと及び交通誘導員の配置人数を実績に基づき減らしたことによるものです。

以上でございます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第44号工事請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、発議第3号地方財政の充実・強化に関する意見書案を議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

閑田大祐議員、演壇にお願いします。

○1番（閑田大祐君） 発議第3号地方財政の充実・強化に関する意見書案。

上記の議案を、大崎上島町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年6月13日、大崎上島町議会議長信谷俊樹様。提出者、大崎上島町町議会議員閑田大祐。賛成者、同じく町議会議員渡辺年範、同じく進藤雅通、同じく水橋直行、同じく森 ルイ。

中身の朗読は省略して、趣旨説明を行わせていただきます。

今、地方公共団体には急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療、介護など社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルスまた多発する大規模災害への対応等も迫られております。これらに対応する地方財政について、政府は骨太方針2021において2021年度の地方一般財源水準を2024年度までに確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう政府に意見書を提出するものであります。

以上、趣旨説明を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで趣旨説明を終わります。

質疑、討論を省略します。

これより発議第3号地方財政の充実・強化に関する意見書案についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、大崎上島町議会会議規則第129条の規定により、別紙のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。よって、別紙のとおり決定いたしました。

なお、緊急を要する場合には議長において議員の派遣を決定しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から各委員会における事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもって本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで令和5年第2回大崎上島町議会定例会を閉会いたします。

午前9時11分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員